

令和5年度男性の家事・育児推進事業委託業務仕様書

1 目的

急速に進行している少子化は全国的な課題であり、少子化を食い止めるため、社会全体が一体となって進める仕事と家庭生活の両立が必要である。令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、産後パパ育休制度等が創設されるなど、男性の育児休業取得率が増えることが見込まれるが、男性が育児休業を取得する際に、いわゆる「とるだけ育休」にならないよう、家事・育児の仕方について学ぶ機会を提供するとともに、男性育児休業取得者等からの経験談も踏まえるなど、男性の家事・育児への参画を促すことを目的とする。

2 業務内容

(1) 家事・育児実践講座

男性の家事・育児参画のきっかけを促すため、家庭で役立つ家事・育児についての講座を実施すること。

(対 象) プレママ・プレパパ(大学生等の学生も含む)、子育て家庭をメインターゲットとし、特に男性の参加が見込めるよう工夫をすること。

(実施回数) 3回程度実施すること。各回25組程度の参加者を想定する。

(内 容 案) ・男性育児休業取得時等において家庭で役立つ家事・育児の仕方や、日常での家事・育児への参加や家事分担の仕方等について学ぶ講座を実施すること。

(そ の 他) ・家事・育児の仕方について実際に体験を行うなど、工夫をして講座を実施すること。

・講座終了後には受講者に対し、受講したことによる意識変化等についてアンケートを実施すること。

・講座の様子をアーカイブ配信する等、講座終了後も講座の様子を配信できるように工夫すること。また、その内容について広報等を行うこと。

・必要に応じて、事業の参加者のための無料託児を実施すること。

(2) 講演会の開催

男性の家事・育児参画のきっかけを促すため、講演会を開催すること。

(対 象) 育児休業取得予定者、プレママ・プレパパ(大学生等の学生も含む)、子育て家庭等をメインターゲットとし、特に男性の参加が見込めるよう工夫すること。

(実施回数) 1回実施すること。参加者はオンラインを含めて150名程度を想定する。

(内 容 案) 男性育児休業取得者等も参加するパネルディスカッションを想定しており、育児休業の取得や、育児休業中の家事・育児を促すような講演会を実施すること。

(そ の 他) ・講座終了後には受講者に対し、受講したことによる意識変化等についてアンケートを実施すること。

(3) 共通事項

上記2(1)、(2)の業務を実施する際には、以下の点を遵守して実施すること。

・事業の目的に沿った講座の企画設計を行い、関係者等との連絡調整、準備期間を含めた進行・運営管理、その他必要な業務を行うこと。

・必要な場合は、講座当日の会場・設備等の設営、撤去・清掃・ゴミ処理等を行うこと。

・講師等の謝金・旅費、その他必要となる費用の支払いを行うこと。なお、講師謝金の上限は、講座1回当たり原則1人10万円以下とすること。

- ・受託者が委託期間中に行う業務については、事前に、県へ概要が分かる資料を添えて、随時連絡を行うこととし、講座実施に関する制作物については、事前に県に協議してから作成すること。
- ・「子育て県かがわ」情報発信サイト Colorful (<https://kagawa-colorful.com/>) (以下、「Colorful」とする。)において、随時、講座実施結果を掲載する記事(データ)を提出すること。
- ・業務が終了した後、速やかに以下のもの(紙媒体1部、電子記録媒体1部)を提出すること。
 - ①事業報告書(全体の事業概要、アンケート集計結果や配布資料などの事業の成果物)
 - ②記録写真データ
 (写真撮影に関しては、県民のプライバシーに配慮すること。個人が特定できるような場合は、対象者の了承を得て撮影すること。)

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日

4 契約限度額

3,940,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

5 留意事項

- (1) 受託者決定後、県との協議により、採用された企画を一部変更することがある。
- (2) 本事業実施に関する準備・設営・進行管理その他必要な業務は受託者の責任において行うこと。
- (3) 本事業の成果物並びにデザインの著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)は県に帰属する。この成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者は、あらかじめ当該第三者の書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させた上で、当該成果物等を県に引き渡すものとする。
 県及び県の指定する者は、この成果物に係るアイディア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、県が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (4) 他者の映像その他印刷物などから、映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や著作権の侵害などの問題が生じることのないよう受注者において必要な手続きを取ること。
- (5) 本事業に係る個人情報については、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないように徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実に速やかに破棄又は消去すること。
- (6) 本事業の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の了解を得た上で業務を遂行すること。
- (7) 本事業の実施にかかる一切の費用は委託料に含むものとし、その準備、実施、事後処理については受託者が行うこと。
- (8) 委託料の請求は、精算払いとするが、必要に応じて前金払いを行うこともある。

担当 香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課 笠井

TEL : 087-832-3288